

第112号議案

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

島根県警察本部の内部組織に関する条例（昭和36年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中第22号を第23号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。